

平成 28 年 3 月 15 日

各

指定障害福祉サービス事業者  
指定障害児通所支援事業者  
指定特定相談支援事業者  
指定障害児相談支援事業者  
指定一般相談支援事業者  
市内関係特別支援学校長

様

静岡市保健福祉局福祉部  
障害者福祉課長  
(自立支援係)

平成 28 年度以降における就労移行支援事業利用によるアセスメントの実施について(通知)

日ごろより、本市の障害者福祉施策等に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、特別支援学校の生徒等、就労継続支援 B 型の対象者に該当しない者（以下「B 型非該当者」という。）については、就労継続支援 B 型事業を利用するにあたってはあらかじめ就労移行支援事業を利用してアセスメント（以下「就労アセスメント」という。）を行うことが必須であるとされており、本市でのこの取扱い方法については、平成 26 年 5 月 20 日付け、26 静保福障第 1161 号「特別支援学校生徒等の就労移行支援事業利用によるアセスメントの実施について（通知）」で通知しているところです。

しかしながら、これまでの実施状況等を踏まえた結果、その実施体制について見直しが必要であると判断されたことから、指定就労移行支援事業所及び市内関係特別支援学校等の協力により『平成 28 年度以降就労アセスメント実施検討会』を開催することによって、平成 28 年度以降の就労アセスメント実施体制について検討して参りました。

この結果、平成 28 年 4 月 1 日以降の本市における新たな就労アセスメントの実施体制を決定しましたので通知します。

(問い合わせ先)

静岡市保健福祉局福祉部  
障害者福祉課自立支援係  
担当者：栗本  
電 話：054-221-1098

## 1 実施体制

就労アセスメント実施対象者の区分（A～C）に応じ、実施体制は以下のとおりとする。

	A 一般就労へ向けた就労能力の見極めを希望する者	B 特別支援学校在学中の生徒 (Aの者を除く)	C A又はBのいずれにも該当しない者
実施期間	期間の設定なし (評価者の判断による)	原則3日間 ※3日間より長い期間を設定することは可能	原則3日間 ※3日間より長い期間を設定することは可能
実施時期	随 時	高等部2年次又は3年次の実習期間 (学校との協議により正式に決定する)	随 時
実施場所	就労移行支援事業所	実習先事業所 ※学校及び就労移行支援事業所の判断により、就労移行支援事業所での実施も可能	就労移行支援事業所 ※就労継続支援B型事業所で施設外支援として利用することも可能
サービス等利用計画案	計画相談支援又は障害児相談支援	簡易書式によるセルフプラン (当面の間)	計画相談支援又は障害児相談支援 ※計画案作成事業所が見つからない場合は、簡易書式によるセルフプランで可
緊急時対応	就労移行支援事業での対応	実習のため学校での対応を優先	就労移行支援事業での対応

## 2 就労アセスメント関係書類の取扱い

別紙「就労アセスメント関係書類」による記録とする。

なお、各書類の取扱いは以下のとおりとする。また、一連の書類（原本）については、評価者である指定就労移行支援事業所が保管する。

書類区分	書類への記載		写しの交付又は提出	
	記載者	記載する時点	利用者（保護者）への交付	市（区障害者支援課）への提出
表紙	就労移行支援事業所	—	—	—
1 基本情報	利用者（保護者）	実施前	—	—
2 余暇等について	利用者（保護者）	実施前	—	—
3 日常生活について	利用者（保護者）	実施前	—	—
4 支援者や支援機関等について	利用者（保護者）	実施前	—	—
5 通院・服薬等について	利用者（保護者）	実施前	—	—
6 進路について	利用者（保護者）	実施前	—	—
7 評価で検討する項目	就労移行支援事業所	実施期間中	—	—
アセスメント結果票	就労移行支援事業所	実施後	<b>必要</b>	<b>必要</b>
【その他】個別支援計画書	就労移行支援事業所	実施前（※1）	<b>必要</b>	<b>必要</b>
【その他】日報（※2）	就労移行支援事業所	実施期間中	—	—

（※1）施設外支援により就労アセスメントを実施する場合で、かつ、その期間が1週間を超える場合は、1週間ごとに個別支援計画の必要な見直しの実施が必要となります。

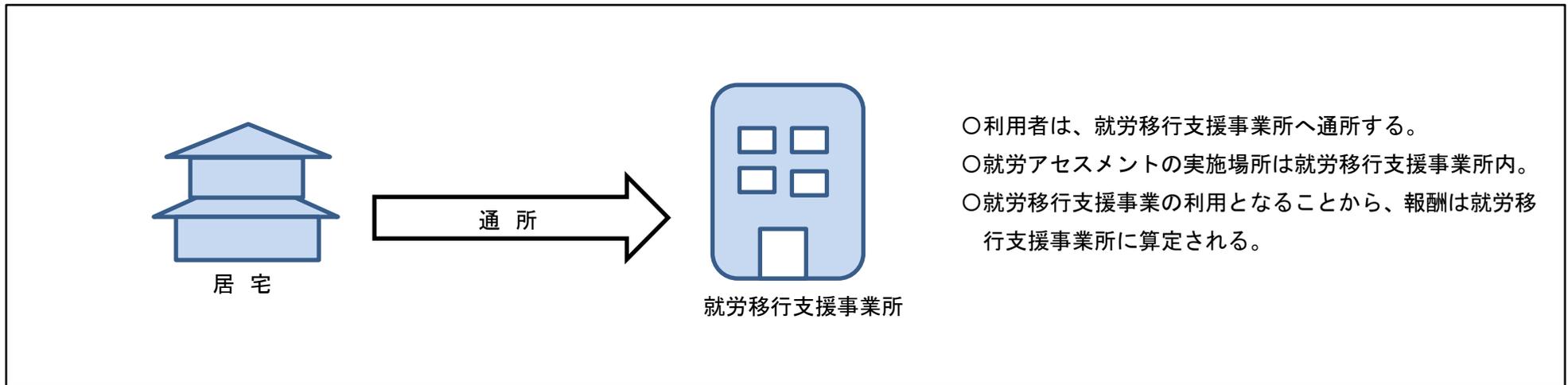
（※2）施設外支援により就労アセスメントを実施する場合のみ必要

## 3 写しの交付又は提出の時期

上記2により写しの交付又は提出が「必要」とされている書類は、実施後1月以内に交付又は提出すること。

# 参 考

## 1. 就労移行支援事業所へ通所して就労アセスメントを実施する場合



## 2. 就労継続支援B型事業所で就労アセスメントを実施する（施設外支援を活用する）場合

